

七 払込金額	六 発行額の法 則	五 募入決定の法 則	四 発行方法	三 振替の適法	二 の法律及の根 柢	一 の法發行號 名稱及び記	条件等を次と おり告示第 二百七十一条 に關する省令 第十項の規定 する。財務大臣 谷垣禎一	成省平成十六年 六月九日告示 第二百七十一条 に關する省令 第十項の規定 する。財務大臣 谷垣禎一
五百金し五円額發第う額當も各札価機用「成社号会條二財九利 千四額た条、面行十ち面ての申發格関を振十債」計第十政回 九十で利第国金し一、金るか込行をは受替三等第法一六融 百五四付一債額た条財額。らみ競日け法年五へ項年資 六万三千項整で利第政でその争本る「法振條明及法資 十円九債の理千付一融五百に規基三国項資千應ち付行の 八億八つ定金億債の資九百募応しとと。七關項十債百別 七百十いに特五に規金五百基別千つ定特八 八十五億はづ会五いに別順格わ。そ規号法 万四、き計十て基会次のれの定。律 五千額發法五はづ計割高る振の以へ 九面行第万、き法りい入替適下平	利付國庫債券(二十年)へ第六十 年昭和一 大藏	利付國債づきの大蔵						

十四 初期利子

十	十	十	十	九	八
三	二	一			
		発		振	額
経	利	発		替	最
過		行	行	低	額
		価		単	面
利		格		位	金
子	率	日			

(一) 年十額平す額の振替記載法の整数又は規定の金額による振替も最低額面座簿と  
も号に、募・以金十。整数又は規定の金額による振替も最低額面座簿と  
のによ払入一上額六百五十五年五月三日  
と規り込決パの百五十五年五月三日  
する。定算金額のセれに三月三日  
す出額のセれに三月三日  
るしに通ンぞつ三十日  
期た加知トれきの九月一日  
日金えをの九月一日  
に額、受応十九  
払を次け募十九  
い第のた価円六  
込二算者格六

二十九八七六十五

払者入払元償償後第  
込札場利還還の二  
期參所金金期利期  
日加支額限子以

平財日額平利てを毎  
成務本面成子、支年  
十六大臣銀三をそ払三  
年から行額十支の期月  
五月から百六払日と二  
三通知円年う以し十  
三十月に三。前、日  
一日通知つ月六各及  
を受けたき二月支び  
日百十間払九  
者円日間に期月  
すお十属に二  
るい日すお十  
るい日規下は  
定、

額面金額× $\frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}$